

津別町 導入促進基本計画

1、先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

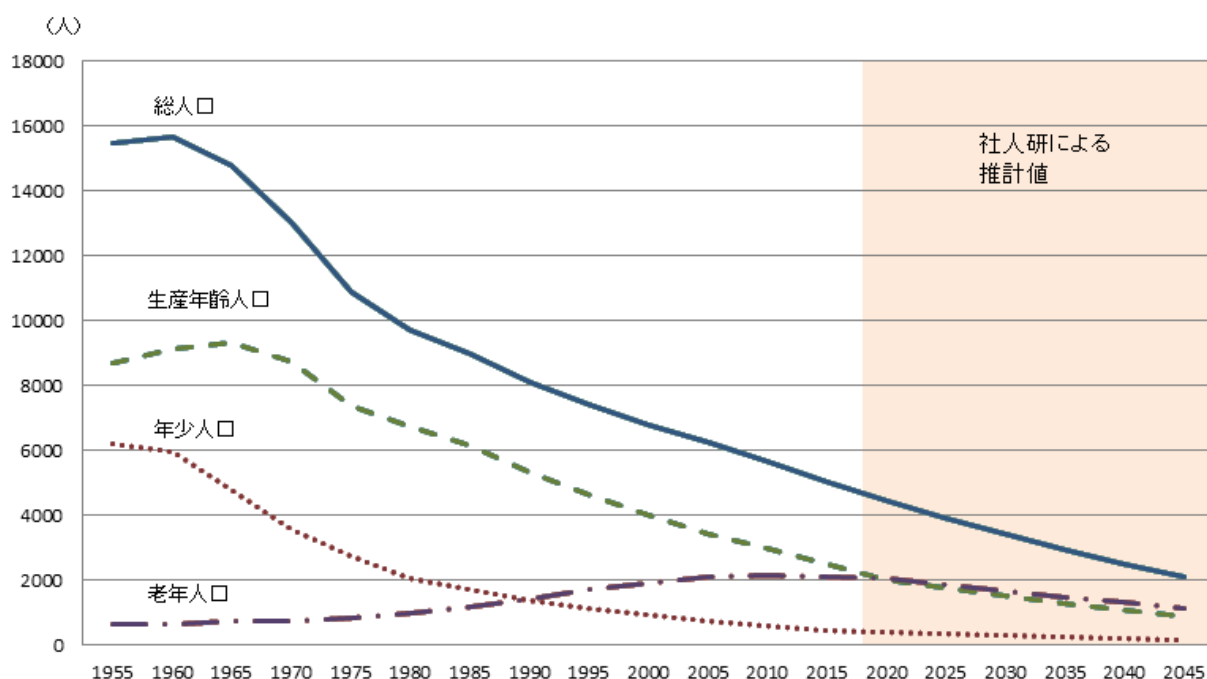
①津別町における人口構造

津別町における総人口は、昭和 37（1962）年の 16,842 人をピークに減少しており、平成 30（2018）年 3 月末の総人口は 4,778 人で、ピーク時に比べ 28.4%にまで減少している。（住民基本台帳）

人口推移を年齢 3 区分別に見ると、生産年齢人口は昭和 40（1965）年の 9,297 人をピークに減少している。年少人口は昭和 30（1955）年の 6,198 人から急激に減少し、平成 22（2010）年には 573 人となっている。また、老年人口は昭和 30（1955）年の 593 人から増加し、平成 22（2010）年には 2,109 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成 52（2045）年には、津別町の総人口は 2,104 人、年少人口 127 人、生産年齢人口 857 人、老年人口は平成 27（2015）年をピークに減少に転じ、1,120 人まで減少すると予想されている。

図表 1 総人口及び年齢 3 区分別人口の推移（1955～2045）



※住民基本台帳では、昭和 37 年 16,842 人が最高値。

(出典) 2015 年までは国勢調査（合併も考慮）、2020 年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき作成。

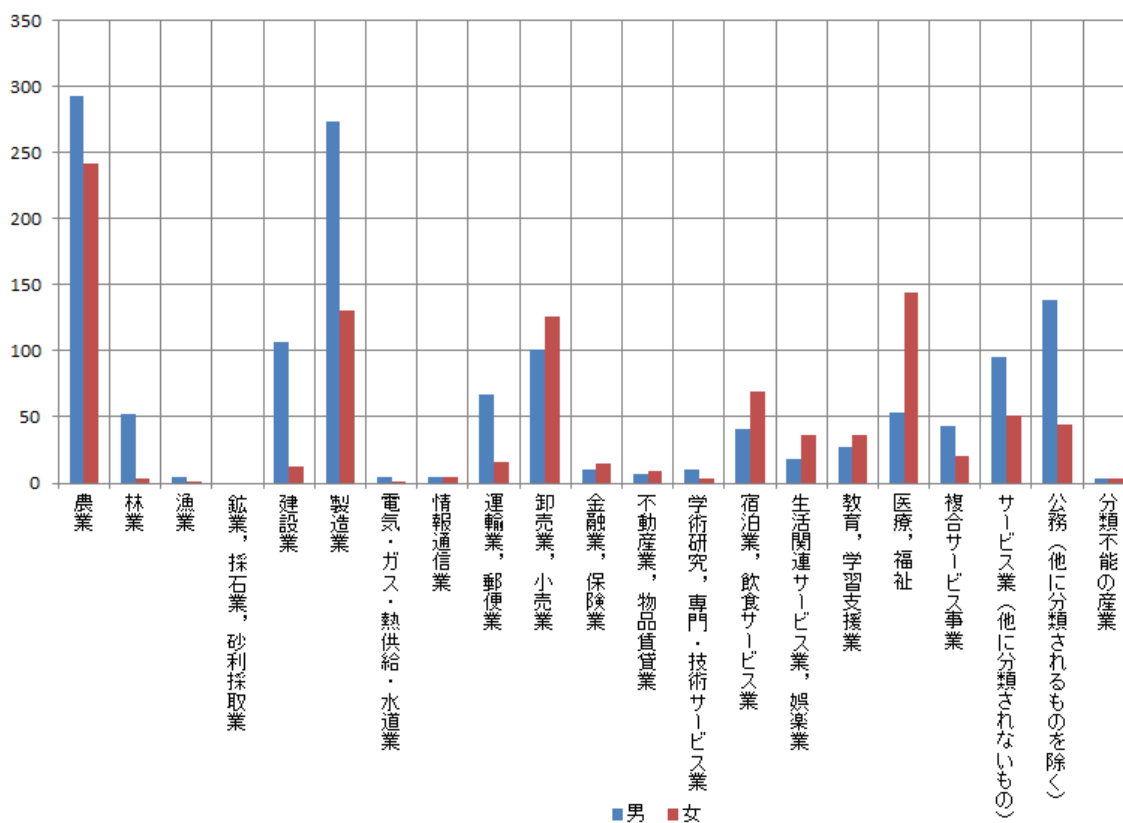
②津別町における産業構造

津別町における産業別人口を見ると、男女ともに農業に従事している人が最も多く、535人（男性：293人、女性：242人）が従事している。農業に次いで、男性は製造業が多く274人が従事している。また、女性では農業に次いで、製造業が131人、医療・福祉が144人、卸売業・小売業が126人となっている。

農業に次いで製造業が多く、中でも木材・木製品製造業の就業者数は、470人となっており、オホーツク管内の木材・木製品製造業の就業者数（1,581人）の29.7%を占めており、当町の基幹産業となっている。

平成26年経済センサス基礎調査の結果によると、民営事業所のうち約96%の事業所が従業者数50人以下の小規模な事業所であり、これらの中小企業が津別町の経済と雇用を支えている。

図表2 男女別産業人口



※複合サービス事業：信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

（出典）国勢調査（H27）より作成。

図表 3 津別町における主な製造業の就業者数

	合計	食料品製造業	木材・木製品製造業 (家具を除く)	家具・装備品製造業	その他の製造業
オホーツク計	11,868	7,107	1,581	113	3,062
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
北見市	2,999	939	304	74	1,682
	25.3%	13.2%	19.2%	62.7%	54.9%
網走市	1,580	1,302	18	7	253
	13.3%	18.3%	1.1%	5.9%	8.3%
紋別市	1,596	1,221	167	6	202
	13.4%	17.2%	10.6%	5.1%	6.6%
美幌町	999	712	123	3	156
	8.4%	10.0%	7.8%	6.8%	5.1%
津別町	675	176	470	19	10
	5.7%	2.5%	29.7%	16.1%	0.3%
管内他町村	4,019	2,757	499	4	759
	33.9%	38.8%	31.6%	3.4%	24.8%

(出典) 経済センサス (H28) より作成。

③津別町の中小企業者の実態等

これまでの人口推移が示すとおり、人口減少が著しく、特に少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、労働力不足や後継者不足の問題を引き起こしている。また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値から、町内経済の縮小による危機感や将来展望の不透明感を抱き、経済・雇用を支える中小企業者の持続的な発展が危ぶまれている。

(2) 目標

このような状況から、津別町は生産年齢人口の減少や高齢化の中、先端設備の導入により労働生産性を向上し、付加価値を高め町内経済の維持・発展を支援していくため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の認定件数を 10 件程度とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2、先端設備等の種類

導入を促進する先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める指定設備の全てとする。

3、先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画における対象地域は、全地域とする。

(2) 対象業種及び事業

本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である為、本計画における対象事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4、計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5、先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。